

道路に関する協定書

草津市（以下「甲」という。）と開発者（以下「乙」という。）の間に、乙が草津市開発事業の手続および基準等に関する指針（以下「指針」という。）の規定に基づいて施行した道路について、次のとおり協定する。

（用語の定義）

第1条 この協定書において「道路」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条の規定による協議を終えて草津市長が管理することとなる未記記載の道路をいう。

（瑕疵担保責任）

第2条 乙は、別紙開発事業協定書に定める所有権の移転がなされた日から2年間の瑕疵担保責任期間満了前1か月以内に、別紙検査依頼書を提出し、甲の検査を受けなければならない。

2 前項の検査により瑕疵が発見された場合は、乙は乙の責任において甲が指示する方法により復旧しなければならない。

3 瑕疵が乙の故意または重大な過失により生じた場合の期間は10年間とする。

（履行の義務）

第3条 乙は、指針及びこの協定書の趣旨を十分認識し、信義に従い誠実に本協定を履行するものとする。

（その他）

第4条 この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については甲、乙協議のうえ処理するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所 草津市草津三丁目13番30号

氏 名 草津市長 Ⓜ

乙 住 所

氏 名 Ⓜ

道 路 の 表 示 草津市

所 在 地	地 番	摘 要			適用
		幅員m	延長m	面積 m ²	

公共施設工事検査依頼書

年 月 日

草津市長

宛

住所

氏名

電話

草津市開発事業の手続および基準等に関する指針の規定に基づいて施工した道路について、年 月 日付協定した道路に関する協定書第2条第1号により、検査を依頼します。

記

1 協定締結日	年 月 日
2 所在地	
3 所有権移転日	年 月 日
4 審査番号	事前 ・ 要綱 第 号

注1. 道路に関する協定書の写しを添付すること

注2. 位置図を添付すること

道路反射鏡調書

太枠部分を施工業者が記入及び添付

(1)基本情報

カーブミラー管理番号					
路線名					
所在地	草津市				
管理者	草津市建設部道路課	設置年月日	年 月 日	車道幅員	m

支柱形式	路側式・添加式・その他
基礎形式	埋め込み型・添加型・その他
路面境界部の状況	コンクリート・アスファルト・土砂・その他
鏡面素材	ステンレス・アクリル・その他
鏡面規格	シングル・ダブル φ

位置特定のための付図、写真等

全景	接続部
 <p>サンプル</p>	 <p>サンプル</p>
位置図	支柱基部
 <p>サンプル</p>	 <p>サンプル</p>